解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十四日開催の臨時理事会・評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
東京都中央区新川一丁目二六番一九号
財団法人中小企業情報化促進協会
代表清算人　鶴田　欣也

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年三月三十一日をもって定款に定める存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
神奈川県綾瀬市早川五五〇番地
財団法人綾瀬市教育施設整備公社
代表清算人　見上　久

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月二十三日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一
袋井市上石野土地区画整理組合
清算人代表　吉﨑　成夫

解散公告（第二回）

当法人は平成二十三年六月三十日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
愛知県蒲郡市港町一八番二三号
社団法人蒲郡染織意匠保護協会
代表清算人　水藤　晴義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
三重県尾鷲市賀田町五二六番地一
財団法人賀田山林協会
代表清算人　榎本登志彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
京都市中京区間之町通二条下る鍵屋町四七一番地
財団法人京都民生協会
代表清算人　渡辺　明彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
大阪府堺市北区百舌鳥梅北町一丁三九番地二
財団法人堺市水道サービス公社
清算人　新谷　操

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
広島市安芸区矢野西二丁目一二番一一号
特定非営利活動法人安芸くみき会
清算人　慶徳　章江

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日医療法第六十五条の規定による長崎県知事の設立認可の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
長崎市住吉町二番二二号武田ビル二階
医療法人いけのや歯科医院
清算人　池ノ谷祐子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年三月二十二日、山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
山形県最上郡真室川町大字新町一二七番の五
真室川町土地開発公社
清算人　新田　隆治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年四月十日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
埼玉県鴻巣市すみれ野一四番地六
鴻巣市三ツ木土地区画整理組合
代表清算人　篠﨑　初夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
東京都港区台場二丁目三番五号
財団法人太平洋セメント奨学会
清算人　藤井　秀樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
名古屋市中区丸の内二丁目四番七号
財団法人愛知県児童福祉施設給食会
代表清算人　神谷　英樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十四年三月一日三重県知事の認可を受け平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
三重県桑名市寿町三丁目一一番地
医療法人山本総合病院
清算人　栗田　秋生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
高知県吾川郡仁淀川町森二五七一番地
財団法人仁淀川町仁淀開発公社
代表清算人　片岡　廣秋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
長崎県五島市浜町一四二番地一
特定非営利活動法人大浜
清算人　坂下　照代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所札幌市東区北三七条東二九丁目一〇番一七号
被相続人　亡　金　文石

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
（旧住所）事務所札幌市中央区南一条西一丁目コンチネンタルビル三階薄木法律事務所
（新住所）事務所札幌市中央区大通西九丁目キタコーセンタービルディング七階川守田大介法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川守田大介